

議案第 7 4 号

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を  
改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)の一部が改正されることに伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担できるよう改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成 19  
年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の  
公費負担に関する条例

第 1 条及び第 2 条中「羽曳野市長」を「羽曳野市議会議員及び羽曳野市長」に改め  
る。

第 4 条の見出し中「支払い手続」を「支払手続」に改め、同条中「法」を「、法」に  
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動  
用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を  
告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示さ  
れた選挙については、なお従前の例による。

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙</u>における候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る法第92条第1項の規定による供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、羽曳野市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び<u>支払</u>手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当りの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内</u>のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>以下省略</p>	<p><u>羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>羽曳野市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>羽曳野市長の選挙</u>における候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る法第92条第1項の規定による供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、羽曳野市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び<u>支払</u>手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当りの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて<u>法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内</u>のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>以下省略</p>